

巻頭

新テロ特措法案を通すな！ 自衛隊は侵略戦争加担をやめ、ただちに撤退を！

国富建治

一〇月一七日、福田政府は夜の閣議で一〇月一日に期限が切れる「テロ特措法」にかわる「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案」（略称：補給支援活動特措法案）を閣議決定した。この法案は、現行の「テロ特措法」による自衛隊のインド洋での米軍などへの給油作戦を、あらゆる疑問・批判を押し切って継続しようとするものであり、決してならんかの「修正」が施されているわけではない。以下、簡単にその特徴を列挙してみよう。

第一は、自衛隊の補給活動の内容は「給油・給水」に限り、補給対象をインド洋（アラビア海、ペルシャ湾）での「海上阻止活動に参加する艦船」に限定したことである。しかし当初語られていた補給艦への給油をはずすという方針は否定された。これは「テロ特措法に違反して、イラク作戦に参加する米艦に転用されている」という米軍公式資料に基づく批判を完全にすりぬけたものであり、「間接給油（オイル・ロンダリング）」も勝手ということになる。

第二は、現行の「テロ特措法」にはまがりなりにも盛り込まれていた国会への「事後報告」による承認すら削除されたことである。町村外相は「基本計画の内容を法律に盛り込むのだから、法律が通ればそれが国会承認だ」と詭弁を弄している。だが従来、「基本計画」に含まれていた自衛隊の派遣規模、部隊編成、護衛艦の隻数などの「装備」や、詳細な「活動区域の指定」は新法案から外されている。これらの具体的な内容は、国会承認の必要のない「実施計画」の中に入れられることになった。これは自衛隊による「海上阻止活動支援」の中身を、国会でチェックするという「形式」すら排除するものであり、すべてを「部隊運用上の軍事機密」のベールに隠してしまつたものと言わなければならない。

第三は、法案の第一条（目的）の項に、「国連安保理決議1776に踏まえ」の文言が新たに付加されたことである。さる九月一九日の「国連

安保理決議1776」とは、ISAF（アフガニスタン国際治安支援部隊）の活動を一年間延長することを決めたものであるが、その前文に自衛隊の海上給油活動に「感謝」する趣旨が、日米両国の執拗なロビー活動によって挿入されたことを金科玉条のように取り扱っているのである。しかし言うまでもなくISAFの活動は海上自衛隊の多国籍軍に対する海上補給作戦とは何の関係もない。しかも、ロシアが強い異論を述べて棄権したことにより、初めて「全会一致」ではなくなったというしるものに過ぎない。

第四は、この新特措法の期間が公明党の要求によって一年間に短縮されたことである。しかし、それは逆に「特措法」ではなく「恒常的派兵法」を作成する強力な圧力となることが予想される。現に石破防衛相は「慌てて特措法を作るのは今回でおしまいにしたい」と述べ、恒常的派兵法案を準備する必要性を主張している。

この新テロ特措法案に対して、民主党をはじめとする野党は与党からの「修正協議」の申し入れをはねのけ、自衛隊の活動に対する詳細な情報提供を求めている。しかし政府は米軍さえも公開している「航海日誌」などの公開に応じていない。

「対テロ特措法」による海上自衛隊の給油作戦が、実は米軍によるイラク侵略戦争への支援でもあったことはすでに明白だが、問題はそれに止まらない。プッシュ政権が主導した「テロとの闘い」そのものが、たとえ「国連決議」に担保されたものであつたとしても、どれほど民衆の貧困・飢餓・難民化と直結したものであるかを指摘すべきなのであり、小沢一郎民主党代表が「世界」一一月号に発表した、「自衛隊のISAF派遣」をも正面から批判する必要がある。新テロ特措法案を廃案へ！アフガニスタン、イラクでの戦争・占領をただちにやめよ、の声を上げよう。

（10月19日）